

シェアハウス「サングレージュⅢ」使用細則

シェアハウス「サングレージュⅢ」（以下、「本建物」という）に入居する者（以下、「入居者」という）は下記事項を遵守し、他の入居者と共に快適な住環境の維持に努めるものとする。なお、一般的なモラルについては、当然遵守するものとする。

1. 目的

○本使用細則は、本建物の利用・維持・管理方法について定める。

2. 義務

○入居者は本使用細則を遵守し、本建物の保全及び秩序の維持に努めるものとする。

3. 本建物内の使用方法

○外出するとき、または帰宅するとき、靴は必ず靴箱、個室に収納し、本建物内に他の入居者が在・不在に関わらず、玄関のドアを施錠するものとします。

○本建物では、敷地内を含めて全面禁煙とする。

○各入居者の来客者の滞在時間は概ね 22 時までとする。

○来客者は、来客者名簿に日付や名前等を記入し、滞在中は所定のネームホルダーを携帯すること。

○原則として、家族以外の宿泊を禁止とする。宿泊する場合は、宿泊者名簿に記入する。当面は、事前の届け出や宿泊代金の徴収は行わない。やむを得ない事由で友人（同性）が宿泊する場合は、管理者に事前連絡すること。

○居室以外の場所に私物を置くことを禁止する。但し、キッチン内の「冷蔵庫」「食器棚」「その他収納」では、個人の食品や皿、鍋などを保管することができる。

○食品を冷蔵庫に保管する場合は、必ず名前を記入すること。記名が無い場合は、「シェア食品」として扱う。また、消費期限切れの食品が切れた食材や衛生上不適当なものは、管理者の判断で処分する。

○キッチンを利用後は、速やかに後片付けを行うこと。シンクに汚れた皿などをそのまま放置しない。

○ゴミの分別は横浜市のルールに従う。「生ゴミ」「プラスチック」「ペットボトル」用の各ゴミ箱にゴミを分別して入れること。ペットボトルは、軽くすすいでからバケツに入れること。なるべく、匂いの元を根絶する。

○水素水サーバーは、利用する人が水道水の補充をすること。

○キッチン用の食器・鍋・家電は、清潔が重要である。使用した人が責任をもって、原状に戻すこと。

○ラウンジに置いてある家具や電気製品が破損・汚損した場合は、損害を与えた入居者（ペットも含む）が損害の一部又は全部を管理者に支払うものとする。

○キッチン及びラウンジの照明等のスイッチは、部屋を最後に出る入居者が必ず切ること。

○キッチンで使用する水道は必要最小限に抑えること。特に、不必要な水の出しっぱなしはしないこと。

○1階の浴室は予約制とする。使用時間は、概ね 20 分以内とし、他の入居者の利用に配慮すること。女性に限り、マネージャーが許可した時間に限り、マネージャールームの浴室を使用できる。

シャワーブース使用時間は、概ね 15 分以内で済ませること。使用後は、お湯を流し、簡単に掃除を

- すること。特に浴槽や壁についた髪の毛を取り除くこと。
- 洗面所及びトイレを汚した場合は次の利用者に配慮し、速やかに掃除をすること。
 - 洗面所は、他の入居者が順番待ちをしている場合は配慮すること。
 - 浴室、シャワーブース、トイレ使用時は換気扇を回すこと。
 - ペット用のバスタブは、抜け毛で排水が詰まる恐れがあるので、入念に外でブラッシングをしてからシャンプーをすること。また、バスタブ使用後は次の方が気持ちよく使用できるように原状に戻しておくこと。
 - コインランドリーは1回200円、乾燥器は30分100円である。利用時間は7時から22時までとする。洗濯物は、各居室の物干し竿スペースを利用すること。
 - 個人の洗濯物を洗濯機および乾燥機の中やその周辺に放置しないこと。放置されている物は所有者無しと判断し、管理者によって処分されるものとする。
 - 各入居者は、自室以外は公共のエリアと捉え、必ず上下の衣服を着用すること。
 - 各入居者は、自室を離れる時には必ず施錠をすること。
 - 入居者同士間での金銭の貸し借りは禁止とする。
 - 入居者同士のコミュニケーションとして年に3~4回程度の大掃除とその後に懇親会を行う。日程は事前にLINEなどで共有するので、なるべく都合を付けて参加すること。
 - 居室内でテレビを利用する場合、NHK受信料は入居者が負担すること。

4. 本建物外共用部の使用方法

- 本建物敷地内の駐輪が許されるのは、二輪車1台までとする。駐輪を希望する人は、ナンバーを登録又は二輪車に所定のステッカーを貼ってもらう。駐輪場所は、指定の場所のみとする。
- 庭を活用して家庭菜園をする場合は、管理者の定めた場所で行うことができる。
- BBQや花火等の火気を使用する場合は、近隣の安全を脅かすことのないよう配慮をし、必ず消火を確認すること。
- 階段下のゴミステーションにゴミを出す場合、ゴミの種類毎に曜日割り振られているので守ること。また、ゴミステーション周りの衛生を保つようにすること。
- 階段下は公道なので、大声で話したり、車を駐車しないこと。
- その他、他の入居者及び近隣に迷惑になる行動をしないこと。

5. ペット飼育条件

- 犬は大型犬まで可能とする。ペットは、条件付きで2頭までの飼育を認める場合もある。
- 犬の散歩時に出る排泄物を本建物内に持ち込まない。
- 猫は外飼いしない。
- 狂犬病予防注射を必ず接種すること。
- ペットを共有部に連れてくる場合は、飼い主と同伴とする。
- 入居者が留守の時は、ペットが安心して待てる環境を作ること。猫はキャットタワー等を用意する。
- 本建物内でマーキングさせないこと。
- 猫には、爪とぎを居室内に準備すること。
- 本建物内で、放し飼いしないこと。
- 不妊・去勢手術をすること。

- ペットによる居室及び共有部の汚損・破損は飼い主の責任とし、損害の一部又は全部を該当者に支払うこと。
- 退去時に行う部屋の現状回復について、その費用を入居者が負担すること。
- 常に居室の匂いには気を配り、換気に努める。管理者に申し出れば脱臭機を借りることができる。

6. 禁止事項

- 居室を無断で改装すること。
- 居室内で大声で歌ったり、楽器を演奏すること。
- 居室で火器やエアコン以外の暖房機器を使用すること。
- 本建物内及び敷地内に危険物を持ち込むこと。
- 共用部（廊下・階段・その他共用に属する場所全て）に障害物を置くこと。
- 本建物付属施設及び備品に損傷を与えること、外部に持ち出すこと。
- キッチン以外での火器の使用。
- 本建物で、利用目的外の行為を行うこと。（政治活動、宗教活動、商行為等）
- 本建物で、無断で動物を飼育すること。
- その他、前各号に準ずる行為。

7. マネージャーの業務内容

- 共用部分（水回り中心）の衛生管理と維持。具体的には、「キッチンにあるゴミ箱内のゴミ出し」「キッチン掃除」「お風呂（シャワーブース含む）掃除とバスマット洗濯」「トイレ掃除」。
- 施設・設備及び備品の故障・不足等が起こった場合、管理者への連絡。
- その他、管理者とマネージャーが協議して決定した業務

8. その他の事項

- 私物の紛失、破損等については自己責任とし、管理者は責任を負わない。
- 本建物共用部の備品を破損・汚損等をさせた場合、損害を与えた入居者（ペット含む）は、損害の一部又は全部を管理者に支払うものとする。
- 管理者は、入居者間での争いの仲裁行為には関与しないものとする。
- 本建物を利用するにあたって、他の入居者の平穏な生活を脅かす行為や言動があった場合は、速やかに本建物の利用を停止し、強制退去に応じること。